

自賠責保険の経費の計算方法等に関する 第三者委員会【参考資料】

<経費計算基準改定の方向性に係る補足説明>

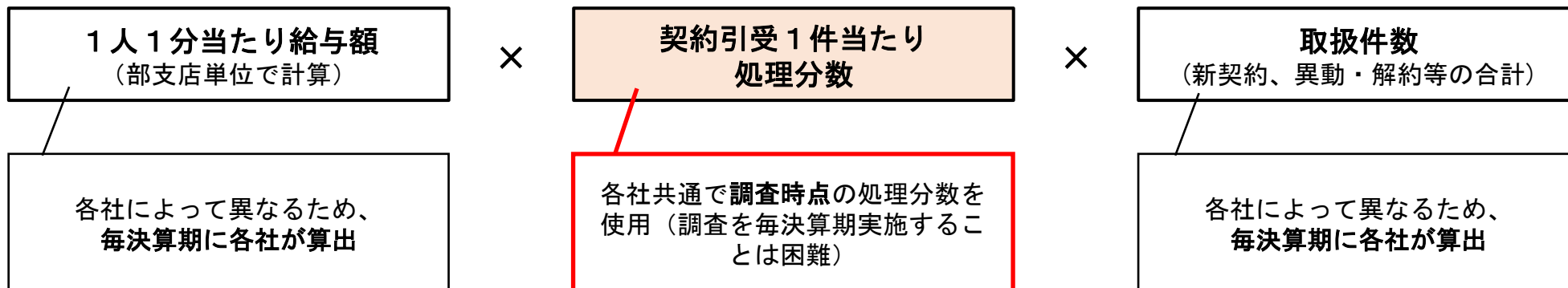
2024年7月23日

※本資料は、経費計算基準の今日的な改定の方向性について補足的に説明を行うものである。資料中の数値等は実際とは無関係の仮値を用いている。

2-①～④. 現業部門社員給与の算出方法（現行の経費計算基準）

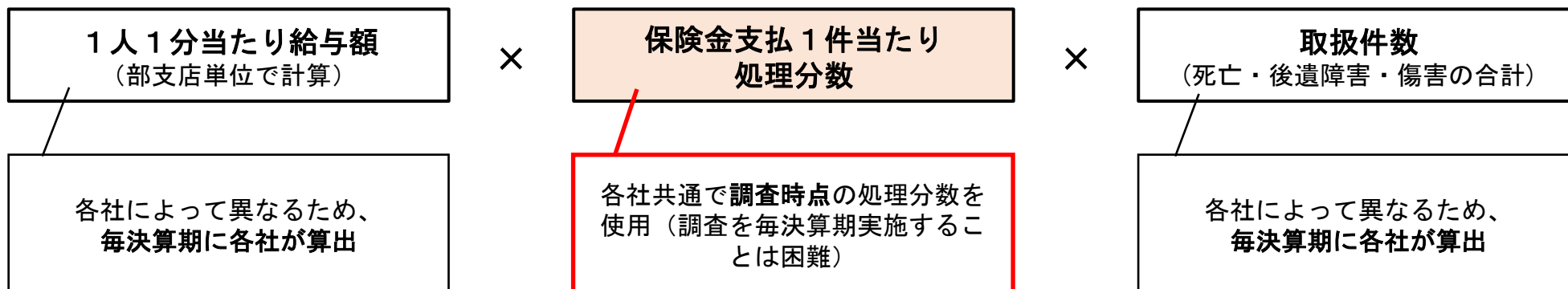
■ 営業部門・損害調査部門における自賠責保険の社員給与は以下の計算式により、算出している。

■ 営業部門



■ 損害調査部門

以下算式を、一括払・一般払別に適用。



2 - ①～③. 1件当たり処理分数の細分化

■ 営業費における新契約と異動・解約の件数割合が変化した場合の事例

	調査時点	
	1件当たり処理分数	取扱件数
新契約	5分	3,000件
異動・解約等	15分	3,000件

数年後
取扱件数
3,500件
2,500件

加重平均	10.0分
------	-------

8.3分

現行経費計算基準では、調査時点の加重平均値を、次の見直しまで使用

	調査時点	数年後
現行の経費計算基準	$10.0分 \times 6,000件 = \underline{60,000分}$	$10.0分 \times 6,000件 = \underline{60,000分}$
実際に要する分数	$5分 \times 3,000件 + 15分 \times 3,000件 = \underline{60,000分}$	$5分 \times 3,500件 + 15分 \times 2,500件 = \underline{55,000分}$

実際に要する分数が55,000分であるにもかかわらず、現行基準上は60,000分として計算される

■ 件数割合が変化すると、実態から乖離が生じるため、実態に合わせた計算式の方が望ましい。

2-①~③. 1件当たり処理分数の細分化

■営業費における各社の新契約と異動・解約の割合が異なる場合の事例

	1件当たり 処理分数	取扱件数			
		A社	B社	...	全社
新契約	5分	500件	1,000件	...	3,000件
異動・解約等	15分	1,000件	500件	...	3,000件

加重平均	11.6分	8.3分	...	10.0分
------	-------	------	-----	-------

現行経費計算基準では、全社での件数割合による加重平均値を使用

	A社	B社
現行の経費計算基準	$10.0分 \times 1,500件 = \underline{15,000分}$	$10.0分 \times 1,500件 = \underline{15,000分}$
実際に要する分数	$5分 \times 500件 + 15分 \times 1,000件 = \underline{17,500分}$	$5分 \times 1,000件 + 15分 \times 500件 = \underline{12,500分}$

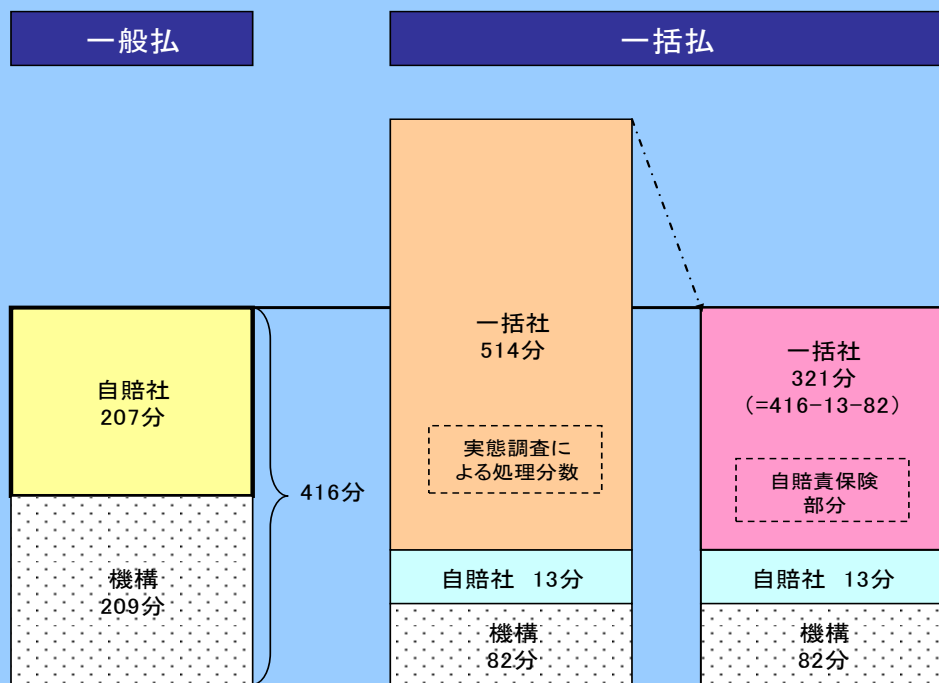
A社・Bが実際に要する分数は各々17,500分、12,500分であるが、現行基準上はいずれも15,000分として計算される

- 全社では実態に合うので大きな問題ではないが、各社の件数割合の違いにより、個社ごとには実態と乖離する可能性があり、個社ごとに実態に合う方が望ましい。

2-③. 一括払の自賠責処理分数の考え方

第1回「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」参考資料②P.11再掲

- ・一括払（一括社）は、業務実態において自賠責保険部分と任意保険部分を切り分けることは困難であり、任意保険部分も含めて業務実態調査を行っている。
- ・この実態調査結果のうち一定割合を自賠責保険部分とする必要があるが、従来よりこれを自賠責保険単独での支払業務である一般払の総処理分数を上限として算出している。（※）
- ・一括払においてはその制度内容に鑑み、国交省通達等で初動時・支払時を中心により丁寧かつ十分な説明を行うことが求められている。業務実態としても一般払と比してより丁寧かつ十分な説明を行っており、一般払の総処理分数を上限として一括払の自賠責保険部分の処理分数を算出することは一定の合理性があると考えられる。

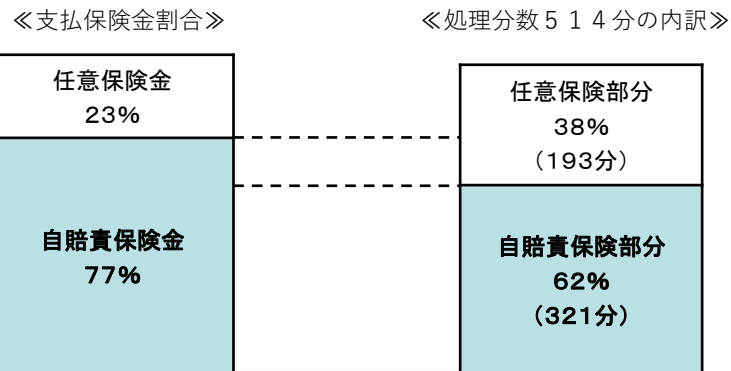


（※）一括社の処理分数の算出について

- ①一括払全体の総処理分数は514分
- ②一般払全体における総処理分数は416分
- ③一般払の総処理分数を上限として、一括払における自賠社、損保料率機構の処理分数を差引いたものを一括社の処理分数とする。（ $416分 - 13分 - 82分 = 321分$ ）

（ご参考）一括払における支払保険金割合

一括社全体の処理分数のうち62%が自賠責保険部分となるが、業務の受益による按分という観点から支払保険金割合で見れば自賠責保険部分は77%となっている。



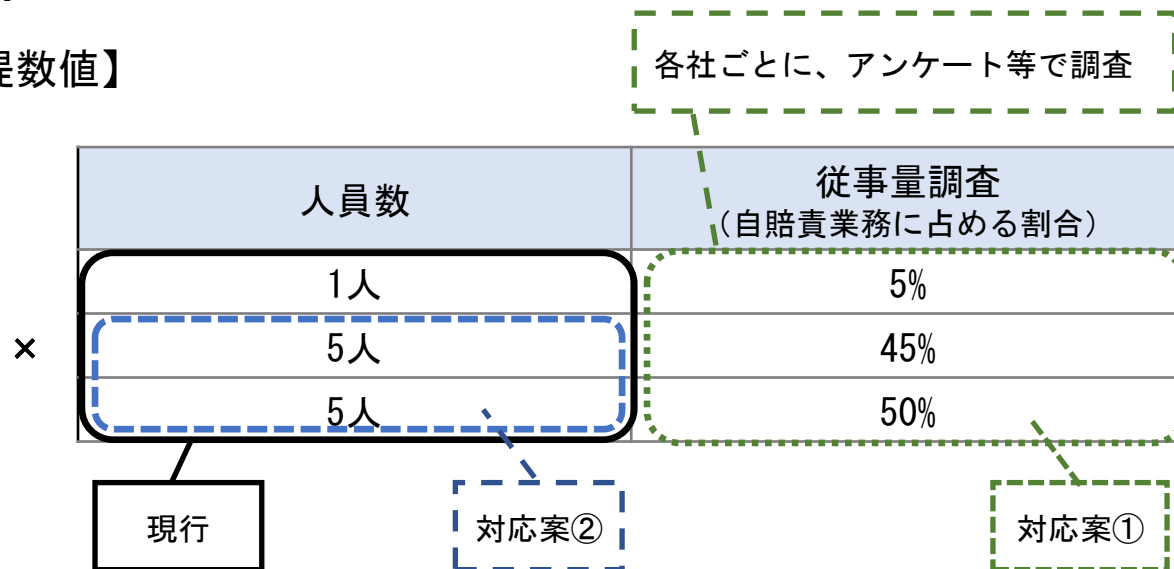
2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法

■ 1人1分当たり給与額の計算方法の事例

【1人1分当たり給与額の計算に係る前提数値】

	1分当たり給与額
役職者	100円
社員	80円
派遣社員等	50円

※役職者に係る管理業務相当分（15%）の控除は説明上省略。



【現行・対応案の計算結果】

	計算方法	計算式
現行	役職者・社員・派遣社員 単純平均	$(100円 \times 1人 + 80円 \times 5人 + 50円 \times 5人) \div 11人$ =68円
対応案①	従事量割合を用いた 加重平均	$100円 \times 5\% + 80円 \times 45\% + 50円 \times 50\%$ =66円
対応案②	役職者を除いた単純平均	$(80円 \times 5人 + 50円 \times 5人) \div 10人$ =65円

2-⑤. 外部委託費用の計上方法

■ 営業費における外部委託の例

保険会社

		<p>工程A 処理分数3分</p> <p>外部委託処理 (割合50%)</p> <p>保険会社処理 (割合50%)</p>		
--	--	---	--	--

処理分数3分 × 委託割50%
=1.5分相当の処理を委託



外部委託先

		<p>工程A 委託費:2千万</p>		
--	--	------------------------	--	--

合計18.3分

【現行・対応案の経費把握方法比較】

	社員給与	物件費
現行	18.3分に含めたまま、 1.5分 (=3分 × 50%) 相当分計上	委託費2千万円を計上
案①	18.3分に含めたまま、 1.5分 (=3分 × 50%) 相当分計上	委託費2千万円を控除
案②	社費給与算出上の処理分数から控除 18.3分 - 3分 × 50% = 16.8分	委託費2千万円を計上